

## 部会委員の指名について

地域包括ケア検討会議会長

○地域包括ケア検討会議に次に掲げる部会を置くこととなっている。

(日進市地域ケア会議の運営に関する要領第2条)

(1) 生活支援体制整備に関する検討部会

所掌事項

- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・日進市市生活支援体制整備協議体(以下「協議体」という。)の設置及び運営

(2) 在宅医療・介護連携に関する検討部会

所掌事項

- ・地域の医療・介護の資源把握に関すること。
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関すること。
- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進に関すること。
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援に関すること。
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること。
- ・医療・介護関係者の研修に関すること。
- ・地域住民への普及啓発に関すること。
- ・在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携に関すること。

○日進市地域ケア会議の運営に関する要領第5条の規定に基づき、各部会の委員の一部について、別紙のとおり指名する。

日進市地域ケア会議の運営に関する要領

(部会)

第2条 要綱第3条に規定する地域包括ケア検討会議に次に掲げる部会を置く。

(1) 生活支援体制整備に関する検討部会

(2) 在宅医療・介護連携に関する検討部会

(部会の構成員)

第5条 各部会の委員(以下「部会委員」という。)の一部は、地域包括ケア検討会議の委員の中から会長が指名する。